

(請求人による通し番号 9 - 4)

2023.08.23 付けで、上尾市HPに「上尾市いじめ問題調査委員会の調査報告書の公表について」が掲載されました。同時に、被害者側の『上尾市いじめ問題調査委員会による調査結果に関する所見』(以下、本請求書では『所見』と略記します)が資料として添付されています。『所見』では、被害者側からの「学校側の対応が法に則っていない」ことについての指摘がされています。また、本件いじめ重大事態についての学校側や市教委の「対応」の不適切さも被害者側から『所見』として表明されています。

しかしながら、本請求書申請の時点で『所見』で述べられている中で実現したのは、「いじめ問題調査委員会による調査報告書の公表」のみとなっています。

以上の事実関係を踏まえて、後述する(1)～(8)についての情報の開示を求めます(いずれも、『所見』における被害者側の記述を引用しています)。

### (1) 学校側の「不作為」とも言える対応①

#### [判明した不適切な事実について]

##### 4-1-1 犯罪と認識しておきながら警察との連携を行っていない。

本報告書 P8 (2) 〇〇〇〇中学校はいじめ行為が犯罪であることを認めている

本報告書 P9 (4): 警察へ被害届を出したいという事実を知っているにも関わらず警察への相談を含む連携を一切行っていない。

#### いじめ対策推進法第二十三条 6 項

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(1) 上記『所見 4-1-1』の記述の指摘のとおり、学校側は本件いじめ行為が犯罪であることを認め、被害者側が警察へ被害届を出したいという事実を知っていました。

それにもかかわらず、学校側が警察への相談を含む連携を一切行っていない理由が判別できる文書・資料等。

### (2) 学校側の「不作為」とも言える対応②

#### 4-1-2 本報告書 P10, P11 (10) (11) (12)

学校側はいじめ重大事態に特化した会議がなされていないのみならず、夏休み明けの 8 月 29 日まで〇〇〇〇中学校におけるいじめ行為は全く議論すらなされていない。

#### いじめ対策推進法第二十三条 3 項

学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったと確認された場合には、いじめをやめさせ、およびその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援、及びいじめを行った児童等にたいする指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする

(2) 本件いじめ行為は、『調査報告書』によれば、2022.06.06に××中学校の「生徒指導委員会」にて報告がされ、いじめ行為が学校側に認知されています。

しかしながら、上記『所見 4-1-2』で指摘されているとおり、学校側はいじめ重大事態に特化した会議がなされていないのみならず、夏休み明けの8月29日まで××中学校におけるいじめ行為は全く議論すらなされていません。その理由が判別できる文書・資料等。

(3) 学校側の「不作為」とも言える対応③

4-1-3 本報告書 P11(14)

令和4年10月17日付「上尾市立●●中学校におけるいじめ重大事態に関する調査報告書」を当方に提出するも本内容は●●中学校いじめ問題調査委員会で議論されたものでないばかりか、宛名にある上尾市教育委員会西倉剛教育長宛へ提出はされていない。

娘に関するいじめ重大事態の調査が●●中学校における調査委員により行われていた実態はなく、調査をしたことを取り繕うために報告書を限られた職員にて作り上げたものである。

刑法156条 公務員が、その職務に関し、行使の目的で、虚偽の文書若しくは図画を作成し、又は文書若しくは図画を変造したときは、印章又は署名の有無により区別して、前二条の例による。

(3) - 1 上記『所見 4-1-3』の記述のとおり、学校側は「上尾市立××中学校におけるいじめ重大事態に関する調査報告書」(以下、「学校版調査報告書」)を被害者側に提出するも、その内容は××中学校いじめ問題調査委員会で議論されたものではありませんでした。そこで、なぜ「学校版調査報告書」を××中学校いじめ問題調査委員会で議論しなかったのか、その理由が判別できる文書・資料等。

(3) - 2 学校側はなぜ上記「学校版調査報告書」を上尾市教育委員会西倉教育長宛へ提出しなかったのか、その理由が判別できる文書・資料等。

(3) - 3 本件いじめ行為に関し、なぜ被害生徒に関するいじめ重大事態の調査が××中学校の調査委員により行われなかったのかが判別できる文書・資料等。

(3) - 4 上記『所見 4-1-3』の記述に、「調査をしたことを取り繕うために報告書を限られた職員にて作り上げたものである」との指摘がされている。そこで、学校側としてこの指摘に対する事実関係が判別できる文書・資料等。

(4) 学校側の「不作為」とも言える対応④

4-1-4 本報告書 P19

中学校教頭は被害者の教育の権利よりも加害者の教育を受けさせる権利を優先させようとし、娘の教育を受けさせる権利を侵害した。詳細な内容は以下であり、娘が精神的な被害が大きい中、何とか通常通りの登校に向けて朝の一時でも登校をしていた最中に受けた発言で極めて大きな絶望感を味わった。

令和4年度第5回上尾市いじめ問題調査委員会会議資料3

加害者には、憲法二十六条の教育を受けさせる義務があるので、学校側から積極的に登校を促す発言を認めている。加えて同資料において加害者の登校を促したい。公立中学校という中立の立場なのでご了承ください。

がいつ教室に戻って、いつを許せるなんか分かりませんよねという発言をしたことを認めている。

(4) 上記『所見 4-1-4』での指摘のとおり、**××**中学校の教頭は、被害者の教育の権利よりも加害者の教育を受けさせる権利を優先させようとし、被害生徒の教育を受けさせる権利を侵害しました。教頭がそのような行為に及んだ理由が判別できる文書・資料等。

(5) 上尾市教育委員会の「不作為」とも言える対応①

4-2. 上尾市教育委員会の対応の適否について

4-2-1. いじめ重大事態として7月19日付様式C報告書にて報告されているが、学校設置者として中学校のいじめ重大事態調査に関しても何ら把握することもなく、また指導・助言もなされていないことを明確にしていた。

(5) 上記『所見 4-2-1』の記述のとおり、上尾市教育委員会としていじめ重大事態の報告を受けているにもかかわらず、**××**中学校のいじめ重大事態調査に関して何ら把握することもなく、学校への指導・助言もおこなっていない理由が判別できる文書・資料等。

(6) 上尾市教育委員会の「不作為」とも言える対応②

4-2-2. 本報告書 P10 (8)

いじめ重大事態の市長への報告が二週間も経過している

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン

第3 重大事態の発生報告

学校は、重大事態が発生した場合(いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。以下同じ。)、速やかに学校の設置者を通じて、地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告する義務が法律上定められている(法第29条から第32条まで)。この対応が行われない場合、法に違反するばかりでなく、地方公共団体等における学校の設置者及び学校に対する指導・助言、支援等の対応に遅れを生じさせることになる。



(8) - 3 今回のいじめ事案に関して、当事者である上尾市立××中学校の校長が処分される予定であるか否かが判別できる文書・資料等。なお、すでに処分をされた場合にはその旨ご教示ください。

(8) - 4 今回のいじめ事案に関して、当事者である上尾市立××中学校の教頭が処分される予定であるか否かが判別できる文書・資料等。なお、すでに処分をされた場合にはその旨ご教示ください。

(8) - 5 今回のいじめ事案に関して、当事者である上尾市立××中学校の職員(上記 8-3, 8-4 以外の職員)が処分される予定であるか否かが判別できる文書・資料等。なお、すでに処分をされた場合にはその旨ご教示ください。